行政通知の読み方・使い方

個人情報保護条例の見直し等について

各指定都市市長宛 総務大臣官房地域力創造審議官通知平成29年5月19日総行情第33号、各都道府県知事、

・ 若林 拓 (地域情報政策室課長補佐 / 総務省地域力創造グループ

解説

1

はじめに

活用が許容されるのか 課題になっている。しかし同時に、パーソナ 進展により、ビッグデータの収集・分析が可 が制定されて以降、 法律第57号。 ると指摘されている。 正に進めていくことが、 に代表されるパーソナルデータの利活用を適 能となり、 グデータについては、 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年 個人の行動・ 以下「個人情報保護法」という。 情報通信技術の飛躍的 制度上又は社会的に利 不明確な点が生じてい 官民を通じた重要な 状態等に関する情報

こうした状況を背景として、

民間部門に

. つ

東京大学大学院法学政治学研究科教授)

を平

ルデータに関する検討会」(座長:宇賀克也

るため、

地方公共団体が保有するパーソナ

報の適正かつ効果的な活用による新たな産業 を内容とする「行政機関等の保有する個人情 業者に提供するための仕組みを設けること等 行政機関等」という。)の保有する個人情報 が平成27年9月に公布され、これに続き、 に 0) を加工して作成する非識別加工情報を民間事 0) 識別するための番号の利用等に関する法律の する法律及び行政手続における特定の個人を ル 部を改正する法律」(平成27年法律第65号 デー 創出並びに活力のある経済社会及び豊かな 行政機関及び独立行政法人等 推進していくため、 て、 個人情報の保護を図りつつ、 タの適正かつ効果的な利活用を積極的 「個人情報の保護に関 。 以 下 パ] 国 ・ソナ 玉 0

> いう。) ずれも平成29年5月30日から施行されている)。 これを受け、 共団体に対して協力を行う」とされてい が行われる場合に、 報の保護に関する施策の見直しに向けた検討 2016」(平成28年6月2日閣議決定)では、 第58号。 成28年5月に公布された(これらの法律は、 備に関する法律」 国民生活の実現に資するための関係法律の た条例改正に当たっての論点を抽出・整理す 人情報の保護に関する法律」 国は、 同法の成立による「行政機関の保有する個 必要な情報の提供を行うなど、 今後、 の改正等を踏まえ、 以 下 総務省では、法改正等を踏まえ 地方公共団体における個人情 「行政機関個人情報保護法」と (平成28年法律第51号) その円滑な検討に資する 「日本再興戦 (平成15年法

この連載では、自治体法務に 関わる行政通知を取り上げ、 通知の発出元に、発出の背景 や読み方、使い方などを解説 していただきます。

回開催した。 成28年9月から平成29年3月までの間に計5

明確化、 れ まとめられた。 有するパーソナルデータに関する検討会報告 工情報の仕組みの導入を中心に検討が行 護条例の見直しについて、 検討会では、 (以下「検討会報告書」という。)」が取り 平成29年5月19日に 要配慮個人情報の取扱い、 法改正を踏まえた個 「地方公共団体が保 個人情報の定義 非識別加 人情報保 0

を発出したところである。 審議官通知。 け総行情第33号、総務省大臣官房地域力創造 の見直し等について」(平成29年5月19日付 措置が講じられるよう、 積極的に推進していく観点から、 を図りつつ、その適正かつ効果的な利活用を 人情報の適正な取扱いの確保のために必要な 総務省では、 地方公共団体において、 以下 技術的助 検討会報告書の内容等を踏ま 「個人情報保護条例 言通 個人情報の保護 知という。 保有する個

加えることとしたい。なお、文中意見にわたの内容等を紹介するとともに、若干の解説を意事項が示されている。本稿では、当該通知人情報保護条例の見直しに当たっての主な留人情報保護条例の見直しば、法改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しば、「第1」個人情報保護

らかじめお断りしておく。

2 技術的助言通知の概要

(1) 個人情報の定義の明確化等

① 個人情報の定義の明確化

との指摘があった。 で、 個人情報の範囲は必ずしも明確ではないの かという住民の声が考えられるとの指摘や、 報保護条例では個人識別符号を導入しないの 個人識別符号が導入されたのに、なぜ個人情 情報の範囲が変わらないとしても、 識別符号の導入に関して、 人情報に該当することが明確化された。 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個 法改正により個人情報の定義が改正され、 個人識別符号概念の導入には意義がある 検討会では、 法改正で 個人 個人

そして、個人情報の定義を改正することが適当でと考えられるため、個人情報保護条例においと考えられるため、個人情報保護条例においめ、個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

また、個人識別符号として定めるべき符号

ことはないと考えられる。 定の個人を識別できるか否かの判断が異なることができるものであり、保有者によって特は、それそのものから特定の個人を識別する

同じものとされている。 にのため、個人識別符号の定義について、 でのため、個人識別符号の定義について、 にのため、個人識別符号の定義について、 このため、個人識別符号の定義について、

個人識別符号は、前記のとおり保有者に は、個人情報保護条例においても、個人情報に 診当することになるものとされた。 したがって、個人識別符号の定義について したがって、個人識別符号の定義について したがって、個人識別符号の定義について したがって、個人識別符号の定義について したがって、個人識別符号の定義について

他の情報との照合

2

義にすることが適当である。

おける個人情報の取扱いについて、より厳格の信頼確保の要請などから、国の行政機関に機関個人情報保護法では、行政に対する国民機関個人情報の定義について、個人情報保護法

に規律するため、照合の容易性を要件としていない。このため、行政機関個人情報保護法における個人情報の範囲は、個人情報保護法と比較して、他の情報との容易ではない照合と比較して、他の情報との容易性を要件として

も一部存在している。

「個人情報の定義について、現在、多くの地質の容易性を要件としていない。一方、様に照合の容易性を要件としていない。一方、

がって、 機関個人情報保護法と同様に、 に規律する必要があると考えられる。 について事業者 信頼確保の要請などから、 国の行政機関と同様に、 ものを含むことが適当である。 を要件とはせず、個人情報に他の情報との照 合により特定の個人を識別することができる この点に関して、地方公共団体についても、 個人情報保護条例においても、 (個人情報保護法) 行政に対する住民 個人情報の 照合の容易性 より厳格 取扱い 行政 した

》 死者に関する情報

の法律においても、死者に関する情報が、同関する情報」に限っている。ただし、これら法では、個人情報の範囲を「生存する個人に

報として同法の対象となる。ある場合には、当該生存する個人に関する情報でも

こととしている。個人情報保護法第5条では、 判断する必要がある 公共団体において地域の特性に応じて適切に 関する情報の取扱いについては、行政機関個 報の保護の範囲を超えるものであり、 むことは、 れている。 に応じて必要な施策を実施することが規定さ 地方公共団体の責務として、その区域の特性 上の地方公共団体では個人情報の範囲に含む 人情報保護法の趣旨を踏まえながら、 死者に関する情報について、 行政機関個人情報保護法の個人情 個人情報に死者に関する情報を含 現在、 死者に 半数以 各地方

(2) 要配慮個人情報の取扱い

要配慮個人情報の定義

適当である

1

報を明確にする必要性は変わらないため、個型体において、いわゆるセンシティブ情報の団体において、いわゆるセンシティブ情報の政集が制限されていたことなどを踏まえ、法ひ正により要配慮個人情報が定義された。地方公共団体が保有する個人情報が定義された。地本人に対する不当な差別又は偏見が生じない本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確にする必要性は変わらないため、個数を明確に対する。

の定義を設けることが適当である。人情報保護条例においても、要配慮個人情報

また、

要配慮個人情報の定義の内容に

0

び行政機関個人情報保護法の改正により要配 についても異なることはないと考えられる。 慮個人情報と規定された情報を含めることが 配慮個人情報の定義には、 情報について、その取扱いに特に配慮を要す 法の改正により要配慮個人情報と規定され 規則と同じものとされている。 定もそれぞれ個人情報保護法施行令及び施 機関個人情報保護法施行令及び施行規則 情報保護法と同じものとされた。また、 ることは、 ては、行政機関個人情報保護法の規定は個 したがって、 個 人情報保護法及び行政機関個人情報保護 地方公共団体が保有する個人情報 個人情報保護条例における要 個人情報保護法及 行政 0

個人情報ファイル簿等への記載

(2)

しても、要配慮個人情報の取扱いについて一 の行政機関において、本人が自己に関する要 に要配慮個人情報の利用の実態をより的確に認識 に要配慮個人情報の有無を記載することとさ れた。地方公共団体が保有する個人情報ファイル簿 れた。地方公共団体が保有する個人情報に認識

ことが適当である。イル簿等に要配慮個人情報の有無を記載するため、地方公共団体においても、個人情報ファをめ、地方公共団体においても、個人情報ファ

また、個人情報ファイル簿を公表する行政と共団体では、個人情報の保有状況を明らかにするため、これを作成・公表していない地方とが固体では、個人情報の保有状況を明らかにするため、これを作成・公表することが適当である。なお、公表に当たっては、ホーム当である。なお、公表に当たっては、ホーム当である。なお、公表に当たっては、ホームが自己に関する個人情報の利用の実態を本人が自己に関する個人情報の利用の実態を本人が自己に関する個人情報の利用の実態を本人が自己に関する個人情報の利用の実態を本人が自己に関する個人情報の利用の実態を出りい。

③ 配慮個人情報の収集制限

た収集制限は設けられていない。は、今回の改正により要配慮個人情報に限っ限されているが、行政機関個人情報保護法で限されているが、行政機関個人情報保護法で源条例においてセンシティブ情報の収集が制

保護の範囲を超えるものである。

「代護の範囲を超えるものである。

「大政機関個人情報保護法における個人情報の

「大政機関個人情報保護法における個人情報の

「大政機関個人情報保護法第5条では、地方公共団体

「大政機関個人情報保護法第5条では、地方公共団体

このため、要配慮個人情報の収集制限につ このため、要配慮個人情報の収集制限を行っているセンシティブ情報にと 収集制限を行っているセンシティブ情報にと どめるなど)を含めて、行政機関個人情報保 どめるなど)を含めて、行政機関個人情報の収集制限につ いっため、要配慮個人情報の収集制限につ

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

① 基本的な考え方

29年5月に公布されたところである。 関する法律」 円滑な運営に支障を生じない範囲で、 0) 行 研究開発に資するための匿名加工医療情報に 正法附則第4条第1項を受け、 n 加工情報を事業者に提供する仕組みが導入さ た。 権利利益の保護及び行政の事務の適正 放機関が保有する個人情報について、 行政機関個人情報保護法が改正され、 さらに、 (平成29年法律第28号) 行政機関個人情報保護法等改 「医療分野の が平成 非識別 個人 かつ 玉 0

が高く質もよいため、パーソナルデータにつが、国や地方公共団体が持つデータは信頼性は、国や地方公共団体が持つデータは信頼性は、国や地方公共団体が持つデータは信頼性は、国や地方公共団体の保有する個人情報について地方公共団体の保有する個人情報について地方公共団体の保有する個人情報について

ている。 調査においても、 場合、民間としては使いにくい仕組みになっ 体からは対応できないといった状況となった 共団体からは提供されたが、 摘された。他方で、 創出や社会的課題の解決につながることが指 業者の活用意向及び具体的な活用例が示され 行った非識別加工情報の活用意向等に関する てしまうとの指摘もあった。 いても、 人情報について、 適切に活用することで新しい事業 非識別加工情報としての事 地方公共団体の保有する個 同じデータをある地方公 また、 別の地方公共団 総務省が

進に関し、 画の策定 地方公共団体における官民データ活用推進 第103号)において、 定されたところである。 「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律 :の施策との整合性の確保等 さらに、 (第9条)、 平成28年12月に公布・施行され 地方公共団体の責務 国の施策と地方公共団 官民データ活用の推 (第19条) (第5条)、 が 規 計

の仕組みを導入することが適当である。 生じないことを前提として、非識別加工情報 保護条例においても、行政機関個人情報保護 保護条例においても、行政機関個人情報保護 はを参考としつつ、個人の権利利益の保護及 法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及 法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及

であることが適当である。
また、非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、図っていくことであることに鑑み、民間部門、図っていくことであることに鑑み、民間部門、図っていくことであることが適当である。

基準によることが適当である。 基準によることが適当である。 基準によることが適当である。 基準によることが適当である際には、「行 工情報の提供に関する規則」(平成29年個人 工情報の提供に関する規則」(平成29年個人

体固有の論点について検討されたものである。の仕組みを導入する場合に生じる地方公共団いて、国の行政機関と同様の非識別加工情報なお、③以下の項目は、地方公共団体にお

② 個人情報保護審議会等の役割等

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護とされている。

団体が加工及び安全確保措置の基準を策定す安全確保措置を施す重要性に鑑み、地方公共地方公共団体においても、適切な加工及び

意見を聴くことが適当である。るときに、個人情報保護審議会等に諮問し、

地方公共団体においても、適切な加工及び安全確保措置を確保し、パーソナルデータの安全確保措置を確保し、パーソナルデータの団体における非識別加工情報の取扱いについ団体における非識別加工情報の取扱いについ団体における非識別加工情報の取扱いについった。適切な加工及び地方公共団体においても、適切な加工及び

取することが望ましい。
に加えて、地方公共団体における非識別加工を施すことの重要性に鑑み、地方公共団体は提案の審査に当たって有識者の意見を聴加工を施すことの重要性に鑑み、地方公共団体は提案の審査に当たって有識者の意見を聴力を表す。

委託などの事務の共同処理の仕組みが解決策合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の服審査会等について既に実績がある広域連保については、個人情報保護審議会等の構成員の確なお、個人情報保護審議会等の構成員の確

ため、

既に個人情報取扱事務登録簿を作成

になり得ると考えられる。

③ 個人情報ファイル簿の作成・公表

国の行政機関における非識別加工情報の仕組みでは、非識別加工情報に関する事項を個人情報ファイル簿に記載し、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)で公表することとされている。一方、個人情報ファイル簿ではなく個人情報取て、個人情報ファイル簿ではなく個人情報取て、個人情報ファイル簿ではなく個人情報取る事務登録簿を公表している地方公共団体が多数あり、閲覧に供するなど、ホームページ多数あり、閲覧に供するなど、ホームページの掲載以外の方法により公表している地方公共団体も多数ある。

ファイルを知り、 ルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上 の準備作業を行うことができるよう、 非識別加工情報の提案対象となる個人情 地方公共団体においても、 報の作成に用いるものはデータベース化され 事務を単位としており、 た情報である個人情報ファイルであるため イルを単位とし、 ホームページに掲載することが適当である。 この点について、個人情報ファイ なお、 工情報の作成に用いられる個人情報ファイ 個人情報の保有状況を明らかにする 事業者が円滑に提案のため 個人情報取扱事務登録簿は 今回の非識別加工 個人情報の本人が ル簿はファ 情

れる。 成・公表することも考えられる。 続き作成・公表し、 みを作成・公表することとすることも考えら 事務登録簿に代えて、 作成・公表する負担を考慮し、 簿を新たに作成・公表する場合には、 加工情報の仕組みのために個人情報ファイル 公表している地方公共団体において、 識別加工情報の対象となるものに限定して作 人情報の保有状況を明らかにするために引き 一方で、個人情報取扱事務登録簿を個 個人情報ファイル簿は 個人情報ファイル簿の 個人情報取扱 両者を 非識別

シ 非識別加工情報の作成対象情報

行政機関個人情報保護法では、保有個人情報のうち「行政機関の保有する情報の公開に 報公開法」という。)第5条に規定する不開 報公開法」という。)第5条に規定する不開 報公開法」という。)第5条に規定する不開 がしている。

があるとの指摘があった。 報公開条例で不開示情報の範囲に異なる場合 本によっては情報公開条例で特定個人情報を 構会のででは、地方公共団

いて、非識別加工情報の作成対象情報の範囲こうした場合には、個人情報保護条例にお

ある。 の趣旨を踏まえながら適切に判断する必要が の趣旨を踏まえながら適切に判断する必要が が狭くならないよう、情報公開条例の不開示 が狭くならないよう、情報公開条例の不開示

⑤ 非識別加工情報の仕組みの円滑な導

非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、個人情報ファイル簿の作成を待つことにめ、個人情報ファイル簿の作成を待つことにより提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。

ことも考えられる。

には、当面、提案の審査時に当該判断を行う
非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合
には、当面、提案の審査時に当該判断を行う

工情報の利用に関する契約の解除他の地方公共団体における非識別加

約を解除された者については、非識別加工情組みでは、非識別加工情報の利用に関する契国の行政機関における非識別加工情報の仕

は、 代表者の氏名について、 び住所又は居所並びに法人にあっては、 非識別加工情報に係る契約を解除した場合に 解除の有無を確認できるよう、 除された者についても、 とから、 契約を解除された者は、非識別加工情報を適 報の提案をすることができないとされている。 したいと考えており、各地方公共団体に対し る情報を総務省が収集及び提供できることと 団体における非識別加工情報に関する契約の 案をできないこととすることが適当である。 体に加え、 正に取り扱うことができないと考えられるこ より非識別加工情報の利用に関する契約を解 このため、 当該事実、 地方公共団体においては、 他の地方公共団体の条例の規定に 地方公共団体が、 提案事業者の氏名又は名称及 非識別加工情報の 総務省に情報提供す 他の地方公共 当該解除に係 自らの 提 団

(4) 罰則について

るよう要請している。

が望ましい旨を通知してきたところであり、信報保護対策について」(平成15年6月16日情報保護対策について」(平成15年6月16日に罰則を設けることを積極的に検討することに罰則を設けることを積極的に検討する罰則について、現在、約3割の市町村では罰則が設けいて、現在、約3割の市町村では罰則が設けいて、現在、約3割の市町村では罰則が設けいて、現在、約3割の市町村では罰則を設けることを

設けることが適当である。 情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人これらの市町村では、行政機関個人情報保護

(5) オンライン結合制限

に基づきオンライン結合が認められている。(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。は、現在、多くの地方公共団体でオンラインは、現在、多くの地方公共団体でオンラインは、現在、多くの地方公共団体でオンラインを高い。 (通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。

一方、行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られており、の向上や行政運営の効率化が図られており、人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。

(6) 地方独立行政法人に係る取扱い

ついても、基本的に行政機関個人情報保護法護に関する法律」(平成15年法律第59号)に「独立行政法人等の保有する個人情報の保

る個人情報保護条例において所要の規定を整び業務内容に応じ、各地方公共団体が制定すについても、その設立に係る同法人の性格及の改正と同様の改正が行われた。

3 おわりに

備する等、

適切に対応する必要がある。

催したところである。 地方公共団体の職員を対象とした説明会を開 歩に情報提供するため、全国10か所において、 検討会報告書及び技術的助言通知の内容を丁 検討会報告書及び技術的助言通知の内容を丁

明日へ 会議の 決という可能性についても、 を踏まえた政府の取組方針である「規制改革 き検討する必要があるとされ、規制改革推進 作成を委託等できる仕組みについて、 において、 る条例整備を推進しつつ、立法措置による解 0 お 実 や地方公共団体が共同して非識別加工情報の いて、 (施計画) また、検討会報告書の「今後の課題など」 って、 の扉を開く~」 「規制改革推進に関する第1次答申 非識別加工情報の加工やその活用に 「当面は先進的な地方自治体におけ 地方公共団体共通の提案受付窓口 (平成29年6月9日閣議決定) (平成29年5月23日 地方自治体の意 引き続

治学研究科教授)を開催している。会」(座長:宇賀克也東京大学大学院法学政団体が保有するパーソナルデータの効果的な団体が保有するパーソナルデータの効果的ないを出入の産り方に関する検討を踏まえ、総務省では、新たに「地方公共

きたい。

きたい。

を地方公共団体におかれては、個人情報保
を地方公共団体におかれては、個人情報保

注

検討会の資料等や報告書については、総務省 ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_ sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_personal/ index.html)に掲載されている。また、技術 的助言通知についても、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/ 000486409.pdf)に掲載されているので、併せ て御参照いただきたい。